

令和8年度第1回文京区環境対策推進本部 次第

日時：令和8年7月8日(水)

午前9時30分～

場所：庁議室

- 1 省エネ法に関するエネルギー管理統括者等の選任について **【資料第1号】**
- 2 文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画（第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画）の実施結果（令和7年度実績）について **【資料第2号】**
- 3 令和8年度区の主な夏季節電の取組について **【資料第3号】**
- 4 その他

[配付資料]

【資料第1号】 省エネ法に関するエネルギー管理統括者等の選任について

【資料第2号】 第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について

【資料第3号】 令和8年度区の主な夏季節電の取組について

(参考) 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

【資料第 1 号】

省エネ法に関するエネルギー管理統括者等の選任について

(1) 文京区エネルギー管理統括者の選任継続について

省エネ法第 8 条に基づき、文京区エネルギー管理統括者として選任を継続する。

職 名	氏 名	選 任 年 月 日
施設管理部長	松永 直樹	令和 6 年 4 月 1 日

(2) 文京区エネルギー管理企画推進者の選任について

省エネ法第 9 条に基づき、文京区エネルギー管理企画推進者として選任する。

職 名	氏 名	選 任 年 月 日
保全技術課長	村岡 健市	令和 8 年 4 月 1 日

(3) 文京区教育委員会エネルギー管理統括者の選任継続について

省エネ法第 8 条に基づき、文京区教育委員会エネルギー管理統括者として選任を継続する。

職 名	氏 名	選 任 年 月 日
教育推進部長	吉田 雄大	令和 6 年 4 月 1 日

(4) 文京区教育委員会エネルギー管理企画推進者の選任継続について

省エネ法第 9 条に基づき、文京区エネルギー管理企画推進者として選任する。

職 名	氏 名	選 任 年 月 日
教育総務課長	真下 聡	令和 8 年 4 月 1 日

文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画
(第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画)の実施結果について
(省エネ法及び環境確保条例の届出に関するエネルギー使用量の報告)

当計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、区の事務事業に係る温室効果ガス排出量削減等のための措置に関する計画として、平成22年に策定し、第3次実行計画の期間満了に伴い、令和7年3月に第4次実行計画を策定しました。

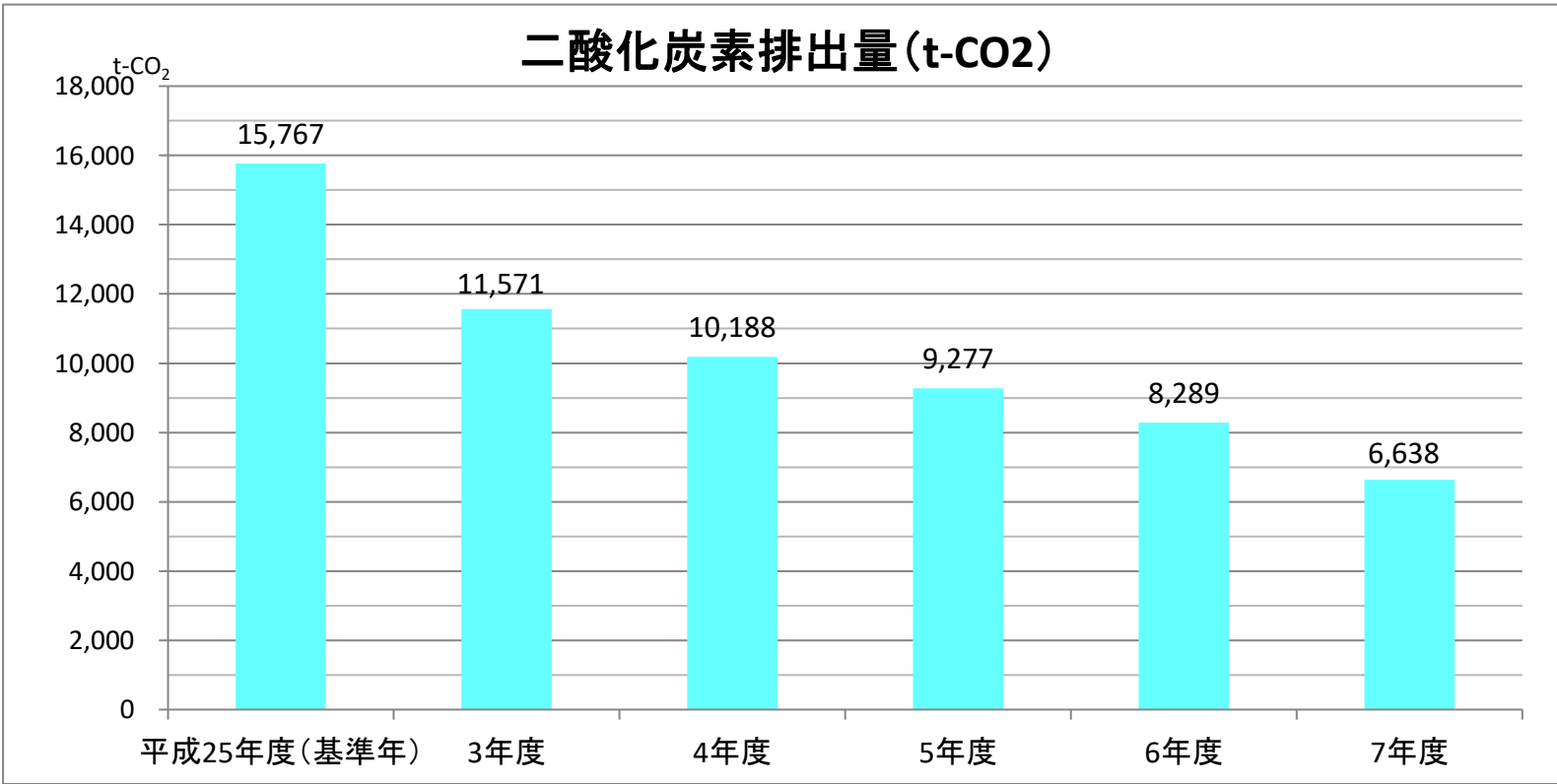
第4次実行計画は、いち事業者である区が「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を達成するための率先行動を示すため、「文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画」としています。

令和7年度の二酸化炭素排出量は、基準年度(平成25年度)比で58%削減を達成しました。特に、再生可能エネルギー電力の導入やカーボンオフセット都市ガスの活用が大きく寄与しています。一方で、エネルギー使用量は増加傾向にあり、今後のさらなる省エネルギー対策と効率的な資源利用が課題です。

1 二酸化炭素排出量実績
(地球温暖化対策の主要な指標である二酸化炭素排出量の実績)

二酸化炭素排出係数の低い電力会社への切替えとシビックセンターへのカーボンオフセット都市ガス(排出係数調整型)の導入により、令和6年度と比較して約20%減少しました。

年度		平成25年度 (基準年)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
原単位 〔100㎡あたりの排出量〕 (t-CO ₂)		4.69	3.35	3.03	2.46	2.01	1.58	0.00
排出量 (t-CO ₂)	調整後	15,767	11,571	10,188	9,277	8,289	6,638	0
	基礎	18,402	12,309	11,663	10,058	8,300	7,732	-
総延床面積(㎡)		392,638	367,676	385,129	408,629	412,303	421,349	-
指数〔原単位あたり〕		100	71	65	52	43	34	0

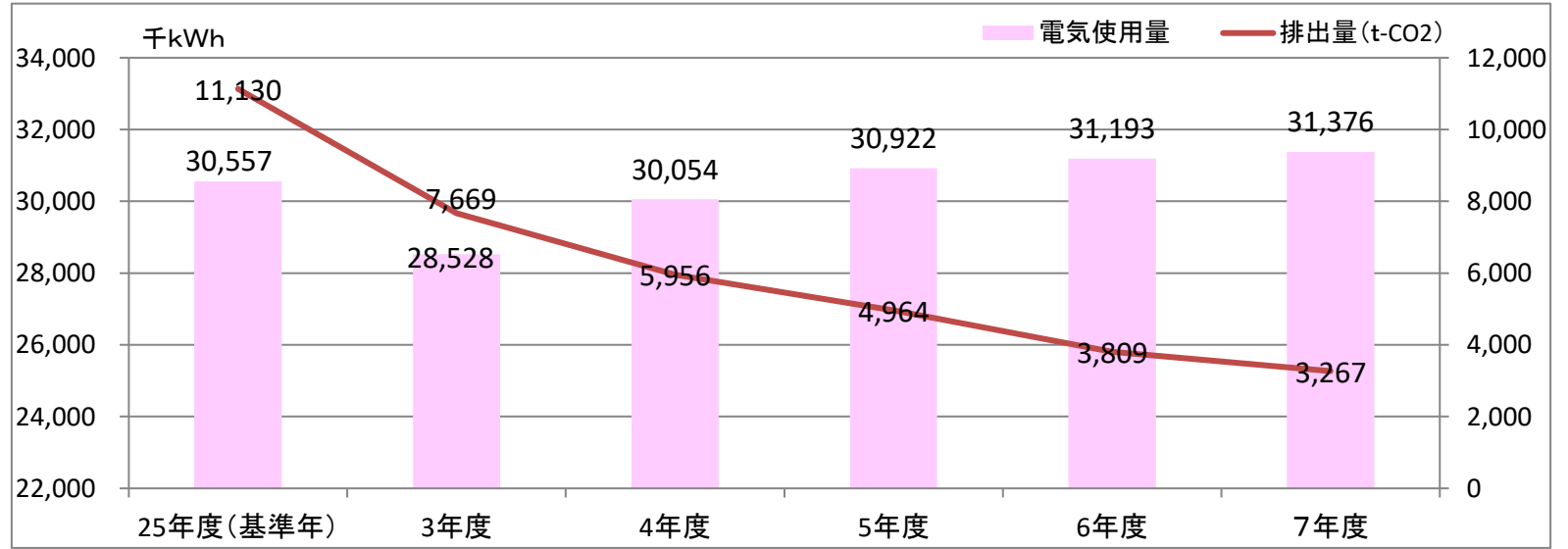


2 電気及び都市ガスの使用実績

(1) 電 気

電気の使用量については、暖冬の影響によるエアコン使用の抑制、エアコン更新に伴う省エネルギー効果で減少した施設もある一方で、元町ウェルネスパーク等の新規施設の開設、施設利用者の増加等に伴い、令和6年度と比較して、約0.6%増加しました。

年度		平成25年度 (基準年)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
電気使用量	kWh	30,557,219	28,527,533	30,054,233	30,922,085	31,192,976	31,376,118	-
	指数	100	93	98	101	102	103	-
二酸化炭素 排出量 (調整後)	t-CO2	11,130	7,669	5,956	4,964	3,809	3,267	0
	指数	100	69	54	45	34	29	0



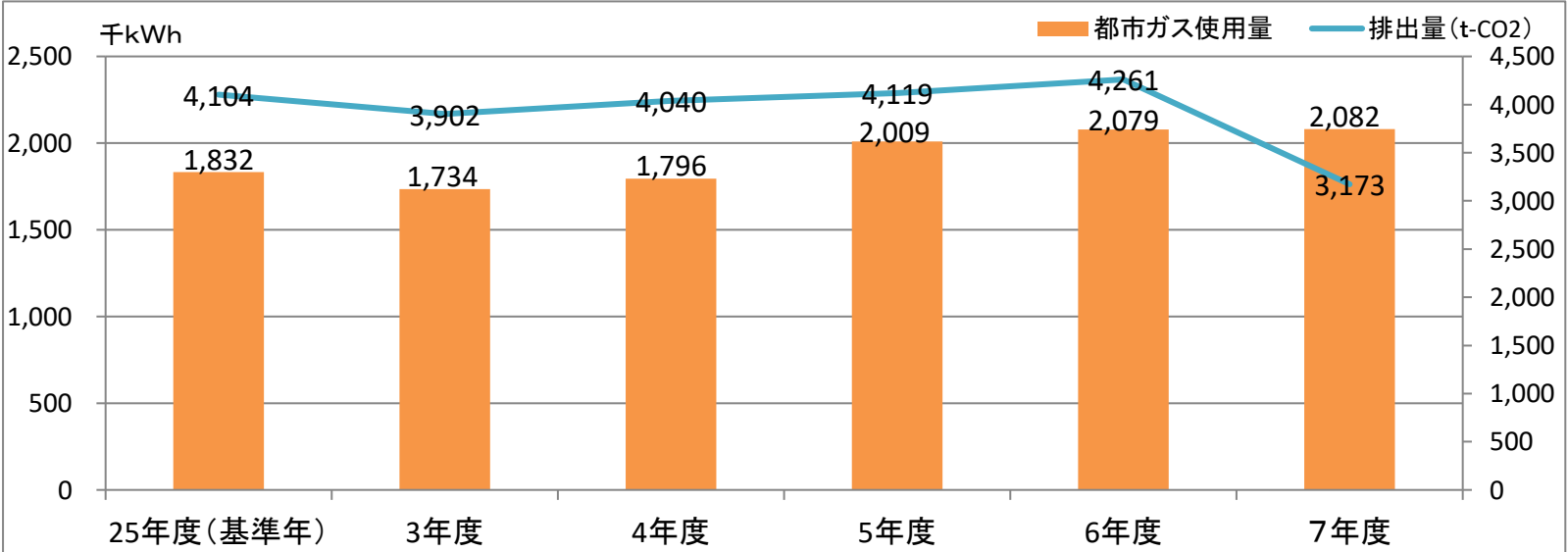
【再生可能エネルギー電気の導入】

再生可能エネルギー電気導入施設数	97施設
二酸化炭素削減量(調整後)(t-CO ₂)	10,899

(2) 都市ガス

都市ガスの使用量については、工事に伴う休館等により減少した施設もある一方で、猛暑による体育館の空調利用増加や冬季のガスストーブの使用増加等により、令和6年度と比較して、約0.2%増加しました。

年度		平成25年度 (基準年)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
都市ガス使用量	m ³	1,832,105	1,734,168	1,795,647	2,009,332	2,078,599	2,081,860	-
	指数	100	95	98	110	113	114	-
二酸化炭素 排出量 (調整後)	t-CO2	4,104	3,902	4,040	4,119	4,261	3,173	0
	指数	100	95	98	100	104	77	0



【シビックセンターへのカーボンオフセット都市ガス（排出係数調整型）の導入】

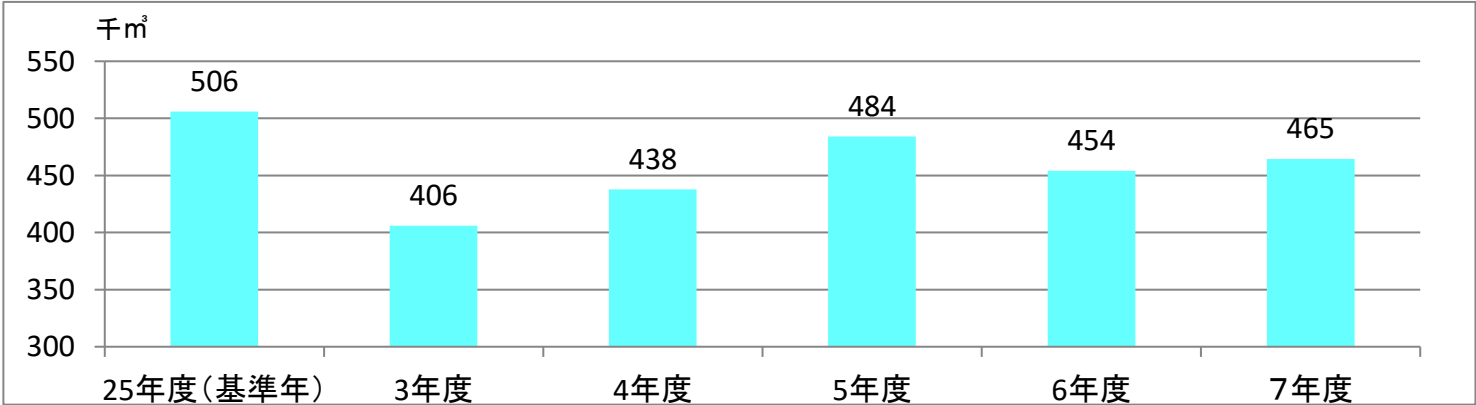
二酸化炭素削減量(調整後)(t-CO ₂)	1,095
-----------------------------------	-------

3 二酸化炭素の排出抑制に間接的に資する取組の実績

(1) 水道使用量

降雨量不足に加え、外壁工事の粉塵対策による散水、新規施設の開設等により、令和6年度と比較して、約2.3%増加しました。

年度		平成25年度 (基準年)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
水道使用量	m ³	505,953	406,082	437,964	484,332	453,996	464,563	455,358
	指数	100	80	87	96	90	92	90



(2) 廃棄物排出量

シビックセンターの廃棄物排出量

職員食堂の営業終了に伴う弁当容器の排出量増加、執務フロア移転や国勢調査等の事業実施により、令和6年度と比較して、可燃物で約27.6%、不燃物で約17.3%増加しました。

年度		令和元年度 (基準年)	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
可燃物	排出量 (kg)	44,150	34,077	34,545	44,078	34,456
	指数	100	77	78	100	78
不燃物	排出量 (kg)	36,630	28,540	28,510	33,430	29,984
	指数	100	78	78	91	90

シビックセンターを除く施設の廃棄物排出量(※有料ごみ処理券等による換算。)

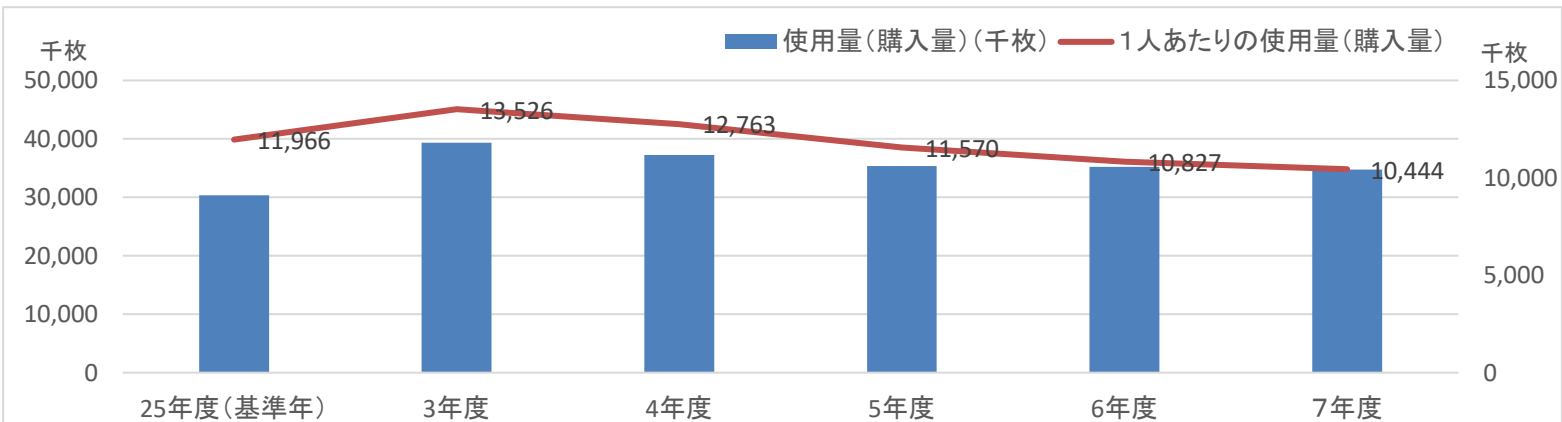
リサイクルの徹底や排出方法の変更により減少した施設もある一方、新規施設の開設や新規事業の開始、施設移転等により、令和6年度と比較して、約3.2%増加しました。

年度		令和元年度 (基準年)	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
排出量 (kl)		3,247	3,394	3,460	3,571	2,598
指数 (総量)		100	105	107	110	80

(3) 紙類使用量 (購入量)

国勢調査や新規事業等、窓口の手続件数増加、組織改正による印刷物の再印刷で増加した施設もある一方、配布チラシのペーパーレス化や不要紙・裏紙使用の推進により、令和6年度と比較して、約1.3%減少しました。

年度		平成25年度 (基準年)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (実績)	12年度 (目標)
使用量 (購入量) (千枚)		30,371	39,334	37,242	35,334	35,220	34,768	—
職員・教員数		2,538	2,908	2,918	3,054	3,253	3,329	—
1人あたり		11,966	13,526	12,763	11,570	10,827	10,444	5,983
指数		100	113	107	97	90	87	50



(4) 公用車の電動化

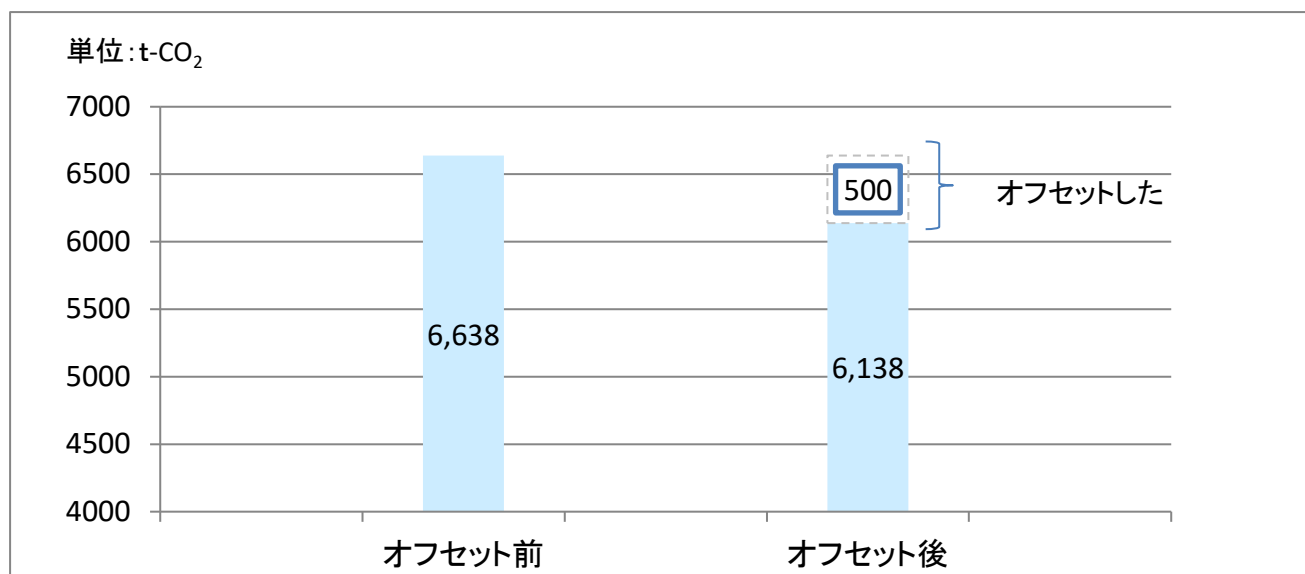
電動自動車	4台
ハイブリッド (乗用車・清掃車)	20台

4 その他の主な取組

(1) カーボン・オフセットによる二酸化炭素排出量のオフセット

区のゼロカーボンオフィス実行計画の推進及び2050年カーボンニュートラルの実現に向け、熊本県五木村及び熊本県と連携し、森林由来のJ-クレジットを購入し、令和7年度の二酸化炭素排出量から購入分をオフセットしました。

<購入J-クレジット量：500 t-CO₂（五木村村有林クレジット）>



(2) 「脱炭素化に向けた区有施設整備ガイドライン」の策定

第4次地球温暖化対策実行計画及び「文京区公共施設等総合管理計画」に基づき、区有施設のZEB化・省エネ化を推進するため、具体的な整備方針や目標水準を定めたガイドラインを策定しました。

(3) 「文京区公共建築物等における木材利用推進方針」の策定

区有施設整備ガイドラインの基本方針の一つである「環境負荷の低減」を推進するため、本方針を策定しました。

(4) 旧岩井学園グラウンド跡地における太陽光発電所設置

発電された再生可能エネルギーを長期的に購入する契約形態（コーポレートPPA）にて、旧岩井学園グラウンド跡地に太陽光発電所「文京ソーラーパワー・岩井」を設置しました。令和7年11月より、発電した電力を文京スポーツセンターで使用しています。



5 今後の予定

令和8年7月	省エネ法定期報告書（国）の作成及び提出
令和8年8月	東京都環境確保条例報告書の作成及び提出
令和8年9月	議会報告
令和8年11月	第4次実行計画令和7年度実績公表

令和8年度 区の主な夏季節電の取組について

取組	実施時期	実施内容	【参考】 令和7年度実績
区報による情報発信	6月	区報6月25日号で、「クールシティ文京」の記事を掲載	同左 ※6月10日号
CATV番組による情報発信	6・7月	地球温暖化対策推進の一環として、文京区民チャンネルで環境啓発情報を放映	※7月
区役所（事業所）における節電	通年	○機器 ・不要機器の電源オフ ・パソコン、プリンタの節電対策の徹底 ○照明 ・朝は始業時から点灯 ・昼休みや不要時の消灯 ・トイレ、更衣室や給湯室をこまめに消灯 ・会議室予約取消の徹底 ・事務室や共用部分の照明の縮減 ○空調・換気 ・ブラインド、ロールスクリーンの活用 ・不要な部屋の空調停止、退庁時の空調停止の徹底 ・季節や外気温等に応じた適切な室温管理 ・空調機フィルタの清掃及び室外機の点検により、エネルギー効率を維持 ○その他 ・電力需給ひっ迫注意報・警報発出時 シビックセンターにおいて需要が高水準とされる時間帯の空調温度の調整 ・クールビズ等の実施 年間を通して室内温度に適した服装（ノーネクタイ、ポロシャツ等）での執務を推奨 ※TPO（時間・場所・場合）に応じ、公務員として清潔感や信頼感を損なわない服装を心掛ける ・ノー残業デーの実施 ・ノー残業推進期間の実施（7月1日～8月29日） ・時差勤務を活用した朝の涼しい時間帯での勤務 ・最寄り階への移動は階段を利用 （2アップ3ダウン）	同左 ※ノー残業推進期間（7月1日～8月30日）

区市町村向け 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

東京の木多摩産材等と触れあう場を創出し、更なる利用拡大を図るため、区市町村による「木材利用推進方針」の策定を促すとともに、モデル的な公共施設整備に対して支援し、継続的な木材利用を推進します。

<事業概要>

区市町村が設置または整備する施設において、木材を活用したモデル的な施設整備を支援

(1) 対象施設

区市町村立施設

小・中学校、児童館、図書館、博物館、公園
陸上競技場、体育館、病院、保健センター等

(2) 対象行為等

対 象	木材利用推進方針 策定の有無	使用木材
木造化、内装木質化	必 要	東京の木多摩産材 (一部国産木材を含む)
木製什器、木製遊具	必 要	東京の木多摩産材
木製外構施設 木塀、門扉、パーゴラ ベンチ、デッキ等	不 要	国産木材 うち東京の木多摩産材を 3割以上使用

* 継続した木材利用を促すため、木材利用推進方針を策定した区市町村に対して補助

* 国産木材の利用を促進し、木塀等の設置を加速化するため、外構施設においては要件を緩和

* 上記と併せ、東京の木多摩産材等や東京の森林についてPR頂くことが条件となります

(3) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（「○ 補助金の上限額」を参照）

※ 債務負担行為（3カ年）も対象となります。

※ 木造化、内装木質化について、国産材の補助率は1/3、かつ東京の木多摩産材の使用量を上限とします。

(4) 事業手続き等の見直し（令和8年度～）

事業を適正かつ円滑に行うため、令和8年度より事業実施要領等が一部改正されます。

詳しくは、最終ページの補足説明をご参照ください。

お問い合わせは、東京都 産業労働局 農林水産部 森林課
森づくり推進担当 ☎03(5000)7198まで

○ 支援の対象事業

区 分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に東京の木多摩産材由来の建材をあらわしで使用する木造建築物（一部国産材を含む。混構造建築物の場合は、木造部分） ※ 東京の木多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上、または東京の木多摩産材由来の建材の使用量が50㎡以上
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として東京の木多摩産材由来の建材を使用する内装木質化（一部国産材を含む） ※ 東京の木多摩産材の建材の使用量は、1㎡当たり0.01㎡以上かつ、計画全体における東京の木多摩産材由来の建材の使用割合が30%以上
木製遊具の整備	東京の木多摩産材由来の製品等を使用した、定置型木製遊具の整備 ※ 東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に1㎡当たり0.08㎡以上
木製什器の整備	東京の木多摩産材を使用した木製什器の整備 ※ 東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の30%以上
木製外構施設の整備	東京の木多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ※ 東京の木多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1㎡当たり0.012㎡以上（うち東京の木多摩産材の使用割合30%以上）

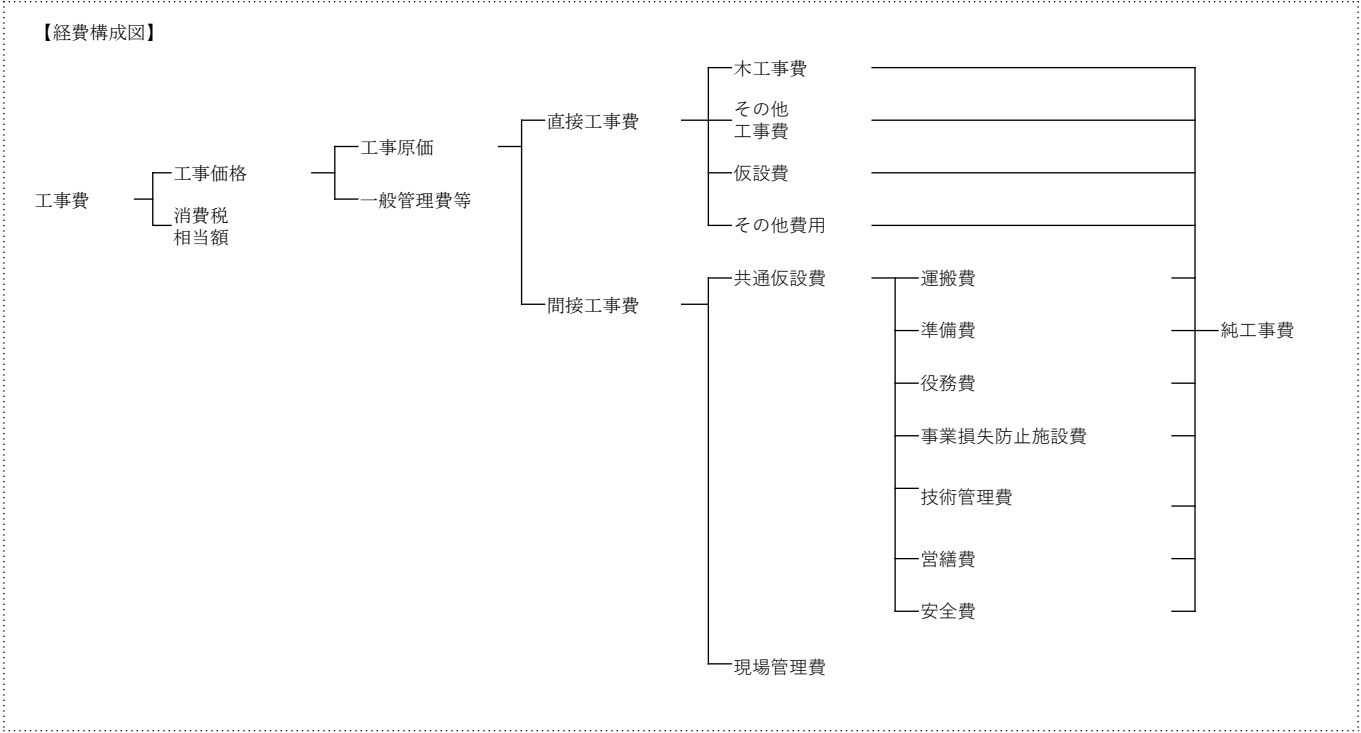
(注) ・いずれも、使用する東京の木多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。
・木の良さが伝わりにくい素材は、原料に多摩産材が使われていても対象外とする。

○ 支援の対象経費

区 分	事業の内容
木造化に係る経費	天井、柱、梁(はり)等の木造工事のうち、東京の木多摩産材由来の建材を構造材として使用する部分の設計費、工事費(※1)、並びに国産材を構造材として使用する部分の工事費 (国産材の補助については東京の木多摩産材の使用量を上限とする)
内装木質化に係る経費	床、壁等の内装工事及び木製建具工事のうち、東京の木多摩産材由来の建材を仕上げ材として使用する部分の工事費(※1)、並びに国産材を内装材又は木製建具として使用する部分の工事費 (国産材の補助については東京の木多摩産材の使用量を上限とする)
木製遊具の整備に係る経費	木製遊具の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費(※1)および安全対策費(※2)
木製什器の整備に係る経費	木製什器の購入費・組立費・設置費・運搬費
木製外構施設の整備に係る経費	木製外構施設の購入費・組立費・設置費・運搬費・工事費(※1)

(注) 1 補助対象経費は、事業実施に必要な最小限の経費とする。
2 解体・撤去費については補助対象経費に含まないものとする。

(※1) 工事費は経費構成図のとおりとし、それぞれ以下に掲げる経費とします。



(※2) 安全対策費は、木製遊具利用者の転落事故等に備え、安全性を高めるため木製遊具と一体的に整備するための経費となります。
[例] 遊具下のゴムチップ舗装（衝撃緩和対策）

○ 補助金の上限額

区 分		上限額
単年度事業	木造化事業	工事費 1区市町村当たり単年度6,000万円
		設計費 1区市町村当たり単年度3,000万円
	木造化事業以外	
債務負担事業		全額を事業開始年度の補助金額として 単年度事業の各事業に合算

(注) ・都の予算枠の範囲にて、最終ページの補足説明の事業スケジュールにより実施が基本となります。
都の予算枠に余裕がある場合は、事業スケジュール以降であっても、受付は可能です。
・債務負担事業は、単年度事業と予算のうえで、別枠ではありませんので、ご注意ください。
・都内の区市町村による共同事業については、上記の金額が1事業当たりの上限額となります。1事業当たりの上限額を、共同となる区市町村にて分割して、それぞれの区市町村の額に加算することとなります。

補足説明 令和8年度の主な改正点および留意点

1. 支援の対象経費について

東京の木多摩産材の一層の利用促進を図るため、木造化及び内装木質化については、東京の木多摩産材に加え、国産材を補助対象としました。

※ 国産材の補助は東京の木多摩産材の使用量を上限とし、補助率は1/3とします。

東京の木多摩産材、国産材とも、区分された部材の建材について、すべての出荷元を担保することが要件となりますので、ご留意ください。

2. 事業実施までのスケジュール（令和7年度～）

これまで行っていた要望調査の流れを見直し、次の手順で実施することとします。

（1）事業予定調書の提出

事業前年度の7月末日をめぐに、事業予定調書（事業予定額、事業区分等を記載）を提出していただき、事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとします。

具体的には、当該調書は、翌年度予算の基礎資料となります。

（2）ヒアリング調書の提出

事業前年度の2月末日をめぐに、ヒアリング調書（事業の要望額、事業区分、事業計画内容等を記載）を提出していただき、ヒアリングを実施のうえ、予算の予定額の範囲内にて、事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとします。

（3）内報の通知、事業の実施

（2）のヒアリングの後、補助金の内報をお知らせします。

内報後、東京都及び内報を受けた区市町村に、財政状況等の変わりがなければ、区市町村から、事業計画承認申請書を提出していただき、承認後、補助金交付申請書をご提出ください。東京都の補助金の交付決定後、事業者と正式契約を締結する等、事業を着手することができます。

補助金の交付決定日以前に、事業者と正式契約となった事業は、補助金の支出対象とはなりませんので、ご留意ください。

ご不明の点があれば、下記申請窓口にご相談下さい。

3. 申請窓口の一元化（令和6年度～）

これまで、計画承認申請までの手続きは森林課で一律に対応していましたが、都の担当者と事業者の相互理解を深め事業が円滑に進むよう、計画承認申請の段階から、都の窓口を以下のとおり一元化しました。

23区：森林課 / 市町村：森林事務所 / 島しょ：各支庁産業課